

2024/2/1 尾張北部圏域の障害福祉を考える会

## 障害のある子へのお金の残し方

弁護士法人名古屋南部法律事務所平針事務所  
弁護士 高森裕司

1

### ◆自己紹介



弁護士 高森裕司 (たかもり ひろし)

1999年4月弁護士登録。主に障害者・高齢者の権利保障、少年事件、野宿者支援などに取り組む。2011年4月に弁護士法人名古屋南部法律事務所平針事務所開設。

愛知県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター運営委員会(アイズ)前副委員長、あいち権利擁護ネットワーク共同代表、愛知優生保護法被害弁護士団事務局長等。

2

## 2 本日のお話

---

- 第1 はじめに
- 第2 本人名義で残そうと考えたケース
- 第3 遺言で残すケース
- 第4 民事信託（家族信託）
- 第5 お金を残しても
- 第6 おわりに



## 第1 はじめに

---

「お金の残し方」というテーマをいただきました。  
確かに、誰でもお金は欲しいです。  
特に障害のあるお子さんの親としては「**親亡き後**」が心配

お金を残す目的は何か、何に必要なか

お金より必要なものがあるのではないか

## 第2 本人名義で残そうとしたケース

---

### 1 親の財産を本人に生前贈与

⇔税金の問題

### 2 本人の障害年金、各種手当を使わず、生活費等を全て親が負担 贈与税のかからない範囲で毎年贈与

→本人名義の口座にお金は貯まっていたが・・・

⇔親の生活費がなくなった →親が使おうと思っても口座から下ろせない

→親が後見人になろうと思ったら、裁判所から後見制度支援信託指示された

---

5

## 第3 遺言で残すケース

---

### 1 遺言がないと、財産（不動産、預貯金、有価証券等）の名義変更に 相続人全員の合意が必要

※離婚していないが疎遠になった配偶者、連絡がとれない子

→行方不明の場合、不在者財産管理人

※兄弟間の確執

→家庭裁判所で遺産分割調停、審判で何年もかかることも

⇔合意ができるまで、預金も使えない（一部は可能な場合も）

---

6

## 第3 遺言で残すケース

---

2 遺言があれば、他の相続人の合意がなくても、遺言通りに財産を  
名義変更できる

### ▲ 自筆遺言

要件が厳格  
後に遺言無効の争いになることも  
相続開始後、裁判所で検認

### ◎ 公正証書遺言

---

7

## 第3 遺言で残すケース

---

### ▲ 遺言を残す場合の課題

※ **誰**に残すか — 遺留分に注意

本人に残す場合の注意点

兄弟姉妹に残す場合の注意点

(生命保険の活用)

※ **誰**が遺言の内容を実現するのか

遺言の存在、内容の説明

遺言執行者、亡くなるまでの見守り契約

---

8

## 第4 民事信託（家族信託）

---

財産を、第三者（受託者 信託会社、信託銀行、家族など）に託し、管理、運用、処分してもらい、本人（受益者）に利益を受け取らせる。

（例えば、親の所有の賃貸アパートの運営を第三者に託し、賃料から生じる利益を本人に渡す。）

○民事信託は、財産管理、財産承継の点では、成年後見制度や遺言よりも柔軟で幅広い選択肢がある。

投資も可能 ※株式  
一時的利用も可

## 第4 民事信託（家族信託）

---

※民事信託（家族信託）と後見制度

- 身上監護は誰がするのか。→結局親族頼み？  
受託者に本人の行為の取消権はない。
- 裁判所の関与はほぼ無い。不正に対するリスク。

⇒信託と後見の併用

## 第5 お金を残しても

---

### 1 心配・不安

「親亡き後」のため、お金を残しても、

▲浪費が心配

▲管理が心配

消費者被害  
経済的虐待

## 第5 お金を残しても

---

### 2 お金を残す目的、何に必要なか

医療 →国民健康保険、障害者医療費助成制度（マル障）、自立支援医療  
住居 →一人暮らし（自宅、アパート）、グループホーム、入所施設  
生活費 →光熱費、食費、被服費、雑費、こづかい・・・

◎本人の特性、環境によって様々

◎障害福祉の制度は変わる可能性

※最後は生活保護

## 第5 お金を残しても

---

### 3 本人の収入

障害年金  
各種手当  
**就労**

※重度障害者の障害者枠雇用の事例

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者雇用事例レファレンスサービス

<https://www.ref.jeed.go.jp/>

## 第5 お金を残しても

---

### 4 必要なのは「人」

▲兄弟への負担に考慮

◎成年後見人

◎誰が後見人になってもいいように関わる人を増やしておく

後見人でなくても、いろいろなことに「気づく」人、相談できる人、本人のニーズを探してくれる人を一人でも多く探す（公的支援、福祉職、それ以外の専門家、本人の友人・知人・話し相手、など）

※利用しているサービス提供先の社会福祉法人

※複数のサービス利用 入所、在宅

※雇用主

※基幹相談支援センター等に相談しておく

※専門職に相談しておく

※親族，友人の目

**一人ではありません**

## 第5 お金を残しても

---

～「親亡き後」を考えさせられたケース～

◎私が保佐人をしているケース

- ・Aさん：40代男性 自宅で親と同居 日中はB型に
- ・（支援者）区役所、基幹、B型、病院ワーカー、保佐人  
親（住まい、食事、掃除、洗濯、薬の管理、こづかい管理等）

→ある日、親が病気で倒れて救急搬送、入院

親の役割は誰が？

→グループホーム（基幹、保佐人）、こづかい管理（ワーカー、保佐人）

---

15

## 第5 お金を残しても

---

◎いわゆる「親亡き後問題」（親のいるうちにしておくといふこと、できること）は、親が亡くなった後のことではなく、**親が生きて**  
**いるうちから起きる問題**

▲最悪、周りが精神科病院に強制入院させてしまう危険も

※退院できない精神科病院の問題点

▲背景には、「親の役割」が大きすぎる国の「親任せ」政策の問題

**お金があってもそれだけでは役に立たない。**  
**残したお金を使う仕組み、「人」が大事**

---

16



## 第6 おわりに

---

一宮の舟橋一男さん

「やったぜ！じいちゃん」CBCドキュメンタリー

50年前の世間の目

母親の姿勢

母親が残したもの

---